

# ○北海道地域警察運営規程

北海道警察本部訓令第3号  
平成28年3月10日

北海道地域警察運営規程を次のように定める。

## 北海道地域警察運営規程

北海道地域警察運営規程（平成元年北海道警察本部訓令第17号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 地域警察勤務
  - 第1節 通常基本勤務等（第8条—第10条）
  - 第2節 勤務制及び勤務時間（第11条—第13条）
  - 第3節 勤務基準（第14条）
  - 第4節 勤務計画等（第15条—第19条）
- 第3章 地域警察幹部等の職務（第20条—第23条）
- 第4章 交番及び駐在所（第24条—第35条）
- 第5章 警ら用無線自動車（第36条—第42条）
- 第6章 警備派出所（第43条・第44条）
- 第7章 地域警察事務（第45条）
- 第8章 交番相談員（第46条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、北海道警察における地域警察勤務に関する事項についての準則を定めるとともに、北海道警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域警察の任務 規則第2条第1項に規定する任務をいう。
- (2) 交番等 交番、駐在所又は警備派出所をいう。
- (3) 署長等 北海道警察本部（方面本部を含む。以下「警察本部」という。）の地域警察に関する事務を所掌する課（課に相当するものを含む。）の長又は警察署長（以下「署長」という。）をいう。
- (4) 地域警察幹部 地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にあるものをいう。
- (5) 所管区 交番又は駐在所の管轄区域をいう。
- (6) 受持区 巡回連絡を担当する区域をいう。
- (7) 勤務基準 勤務方法ごとの時間の割振りをした勤務の基準をいう。

##### （地域責任）

第3条 地域警察官は、地域を担当する自覚と責任を持って、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、地域社会の実態を掌握し、地域警察の任務を遂行するよう努めなければならない。

(事件等の処理範囲)

第4条 地域警察官は、事件、事故等(事件、事故その他の警察事象をいう。以下同じ。)の処理に当たっては、初動的な措置を行い、その内容に応じて、警察署、警ら用無線自動車及び隣接し、又は近接する交番等と密接に連携し、適切な措置を講ずるようにしなければならない。

2 前項に規定する初動的な措置の範囲は、別に定める。

(運用方針)

第5条 署長等は、地域社会に根ざした効果的な地域警察活動が行われるよう、交番等、移動交番車及び警ら用無線自動車で勤務する地域警察官を相互に連携させて運用するよう努めなければならない。

2 署長等は、地域警察活動とその他の警察活動との整合性を確保し、地域警察の特色を効率的に発揮できるよう、総合的運用に努めなければならない。

3 署長等は、相互に連絡体制を確保し、地域警察活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

(警棒の把持及び耐刃防護衣の着装)

第6条 地域警察官は、危険の予想される事件、事故等の現場に臨場するとき、夜間の警ら及び警戒警備に従事するとき、並びに夜間の立番、昼間の警ら及び警戒警備に従事する場合において必要があると認められるときは、原則として警棒を把持するものとする。

2 交番等、移動交番車及び警ら用無線自動車で勤務する地域警察官は、原則として耐刃防護衣を着装するものとする。

(備付簿冊の様式)

第7条 地域警察に備え付ける簿冊の様式は、別に定める。

## 第2章 地域警察勤務

### 第1節 通常基本勤務等

(通常基本勤務)

第8条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に応じそれぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務(次条において「通常基本勤務」という。)を通じて、地域警察の任務を達成するための活動を行うものとする。

(1) 交番勤務 立番、見張、在所、警ら、巡回連絡及びオプションタイム

(2) 駐在所勤務 在所、警ら、巡回連絡及びオプションタイム

(3) 移動交番車勤務 在所及び警ら

(4) 警ら用無線自動車勤務 機動警ら及び待機

(5) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張、在所及び警ら

(6) 地域警察事務勤務 企画、指導その他の事務

(特別勤務)

第9条 地域警察官は、勤務基準の変更を署長等から命ぜられ、又はその承認を受けたときは、通常基本勤務を通じた活動以外の次の各号に掲げる活動で、それぞれ当該各号に

定めるところにより行う特別の勤務に従事するものとする。

- (1) 緊急配備 北海道警察緊急配備規程（平成4年北海道警察本部訓令第3号）第2条第1号に掲げる緊急配備のための活動をいう。
- (2) 事件事故処理 事件、事故等が発生した場合においてこれを処理するために行う現場臨場、捜索・救助、被疑者の同行その他の活動をいう。
- (3) 特別取締活動 特別の治安情勢に鑑み必要と認められる場合において行う犯罪の予防・検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締りその他の活動をいう。
- (4) 地域参加活動 地域住民の行う防犯、交通安全その他の活動（以下この号において「地域諸活動」という。）への支援若しくは協力のための活動又は地域住民と共同で行う地域諸活動をいう。
- (5) その他の活動 前各号に掲げるもののほか、地域警察官が地域警察の任務を達成するために行う必要があると認められる特別の活動をいう。

（転用勤務）

第10条 署長は、原則として、地域警察官を地域警察勤務以外の勤務（以下この条において「転用勤務」という。）に従事させないものとする。

- 2 署長は、重要又は特異な事件、事故等が発生した場合において、地域警察官をやむを得ず転用勤務に従事させようとするときは、地域警察体制に間隙が生じないように、その可否を慎重に判断しなければならない。
- 3 署長は、前項に規定する場合において、地域警察官を7日以上継続して転用勤務に従事させようとするときは、あらかじめ、警察本部長の（札幌方面以外の方面の署長にあっては、当該方面本部長の。第14条第2項において同じ。）承認を受けなければならない。

## 第2節 勤務制及び勤務時間

（勤務制）

第11条 地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 交番勤務 交替制勤務又は毎日勤務
- (2) 駐在所勤務 毎日勤務
- (3) 移動交番車勤務 毎日勤務
- (4) 警ら用無線自動車勤務 交替制勤務
- (5) 警備派出所勤務 交替制勤務又は毎日勤務
- (6) 地域警察事務勤務 交替制勤務、毎日勤務又は通常勤務

（勤務時間等）

第12条 地域警察における勤務時間等は、北海道警察処務規程（昭和45年北海道警察本部訓令第2号）に定めるところによるほか、次表に定めるところによる。

区 分	勤 務 時 間 等				備 考
	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間	

勤 務 制	通常勤務	午前8時45分	午後5時30分	7時間 45分	1時間	1 夜間において連続 4時間以上の休憩時 間を置くこと。 2 当務にあつては、 勤務時間4時間につ き15分間の休息時間 を置くこと。 3 括弧内の時刻は、 北海道警察本部地域 部自動車警ら隊に適 用する。	
	毎日勤務	午前8時45分	午後5時30分	7時間 45分	1時間		
	交替 制 勤務	当番日	午前8時45分 (午前9時30分)	翌日の午前8時45分 (翌日の午前9時30分)	15時間 30分		8時間 30分
		日勤日	午前8時45分	午後5時30分	7時間 45分		1時間

2 署長等は、必要に応じて、前項の表の勤務開始時刻又は勤務終了時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(時間配分基準)

第13条 地域警察官の勤務種別及び勤務日の組合せごとの時間配分の基準（次条において「時間配分基準」という。）は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

区 分		時 間 配 分 基 準
勤 務 種 別	勤務日	
交 番 勤 務	署所在地交番以外	立 番 1時間 見 張 1時間 在 所 3時間 警 ら 5時間 巡 回 連 絡 3時間 オプションタイム 2時間 指 示 教 養 等 30分
	日勤日	立 番 1時間 在 所 1時間15分 警 ら 1時間 巡 回 連 絡 3時間 オプションタイム 1時間 指 示 教 養 等 30分

	署所在地交番	当番日	在所 警ら 巡回連絡 オプションタイム 指示教養等	4時間 6時間 3時間 2時間 30分
		日勤日	在所 警ら 巡回連絡 オプションタイム 指示教養等	2時間15分 1時間 3時間 1時間 30分
駐在所勤務		日勤日	在所 警ら 巡回連絡 オプションタイム	1時間45分 2時間 2時間 2時間
移動交番車勤務		日勤日	在所 警ら 指示教養等	3時間15分 4時間 30分
警ら用無線自動車勤務		当番日	機動警ら 待機 指示教養等	10時間 5時間 30分
		日勤日	機動警ら 待機 指示教養等	5時間 2時間15分 30分
警備派出所勤務		当番日	警戒警備上必要な勤務方法ごとに 署長が定める。	
		日勤日		

### 第3節 勤務基準

(勤務基準の策定)

第14条 署長等は、時間配分基準に従い、交番、駐在所、警備派出所、移動交番車及び警ら用無線自動車ごとに勤務基準を策定するものとする。

2 署長等は、治安情勢又は交番等における業務運営に鑑み必要があると認めるときは、時間配分基準によることなく、勤務基準を定めることができる。この場合においては、あらかじめ、警察本部長の承認を受けなければならない。

#### 第4節 勤務計画等

##### (月間の勤務計画)

第15条 署長等は、1か月ごとに、あらかじめ、月間の勤務計画を定めるものとする。

2 前項の勤務計画においては、地域警察活動並びに指揮監督及び指導教養の重点、配置人員その他当該月間における勤務に必要な事項を定めるものとする。

##### (勤務日の勤務計画)

第16条 地域課長等（警察署の地域課長又は地域・交通課長（これらの者を置かない警察署にあっては、地域係長）をいう。第19条第1項において同じ。）は、前条第1項の勤務計画に基づき、地域警察官の配置及び活動の重点、勤務基準の指定その他勤務に必要な事項を内容とする勤務日ごとの勤務計画を定めるものとする。

##### (勤務変更)

第17条 署長等は、第9条に規定する特別の勤務を命ずる場合又は管内の治安情勢に鑑み必要があると認める場合は、勤務変更を指示するものとする。

2 地域警察官は、前条の規定により指定された勤務基準による勤務を通じては処理することができない事件、事故等が発生した場合その他緊急を要する場合は、あらかじめ、その旨を警部補以上の階級にある地域警察幹部に申し出て勤務変更の指示を受けるものとする。

3 地域警察官は、前項の場合において、事前に指示を受けるいとまのないときは、自ら勤務変更を行い必要な措置を講じた後、速やかに、その経過を警部補以上の階級にある地域警察幹部に報告するものとする。

##### (勤務記録)

第18条 地域警察官は、勤務日における勤務の状況、事件、事故等の取扱いその他の活動状況を勤務日誌に記録しなければならない。

##### (勤務交替及び勤務引継)

第19条 地域課長等は、地域警察官に対する点検、指示、教養、勤務配置等を効率的に行い、勤務交替の迅速化に努めなければならない。

2 地域警察官の勤務引継は、原則として配置された勤務場所において、相互に面接して行うものとする。この場合においては、勤務中に取り扱った事項のうち必要と認めるものを確実に引き継がなければならない。

### 第3章 地域警察幹部等の職務

##### (地域警察幹部の職務)

第20条 警察署の地域警察幹部は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域警察に係る企画及び実施に関すること。
- (2) 地域警察に係る業務の検証に関すること。
- (3) 事件、事故等の処理その他の地域警察活動に関すること。
- (4) 地域警察官に対する指揮監督及び指導教養に関すること。
- (5) 他の課・係との連絡調整に関すること。

##### (地域警察幹部以外の幹部の職務)

第21条 地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち、地域警察活動に必要なものについて指導教養を行うものとする。

(巡視)

第22条 署長は、交番等を自ら巡回し、地域警察官の勤務場所において必要な指揮監督を行うものとする。

2 署長は、前項に規定する方法に加え、警部補以上の階級にある幹部に交番等を巡回させることにより、同項の指揮監督を行うものとする。

(巡回指導)

第23条 署長は、交番等を自ら巡回し、地域警察官の勤務場所において地域警察活動を効果的に推進するための必要な指導教養を行うものとする。

2 署長は、前項に規定する方法に加え、警部補以上の階級にある幹部に交番等を巡回させることにより、同項の指導教養を行うものとする。

#### 第4章 交番及び駐在所

(所管区)

第24条 署長は、所管区における次に掲げる事項を勘案し、効率的な地域警察の運営に努めなければならない。

- (1) 交番又は駐在所の位置
- (2) 面積、世帯数及び人口
- (3) 事件、事故等の発生状況
- (4) 行政区画
- (5) その他地域の特殊事情

(所管区責任)

第25条 交番又は駐在所で勤務する地域警察官は、地域に密着した地域警察活動を行うため、所管区（第34条第1項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。第31条第1項及び第33条において同じ。）の実態の掌握に努め、共同して地域警察の任務を遂行する責任を負うものとする。

(受持区)

第26条 署長は、所管区ごとの配置人員に応じて受持区を定め、受持区ごとにこれを担当する地域警察官を指定しなければならない。

2 前項の規定による指定に当たっては、第24条第2号から第5号までに掲げる事項を勘案しなければならない。

(受持区責任)

第27条 受持区を担当する地域警察官は、その担当する受持区について、地形、地物、交通、民情、風俗、住民の居住実態、困りごと及び要望・意見、事件、事故等の発生状況その他地域社会の実態を的確に掌握し、地域警察の任務を遂行する責任を負うものとする。

(交番所長等)

第28条 交番及び駐在所に、必要により、交番所長、駐在所長又は交番係長を置くものとする。

(立番及び見張)

第29条 交番勤務の立番においては、交番の施設外のできるだけ視野の広い適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、通行人への声掛け・挨拶、諸願届の受理、犯罪の

予防・検挙等に当たるものとする。

- 2 交番勤務の見張においては、交番の施設内入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。この場合においては、来訪者に対する適切な応接及び他の地域警察官と連携した活動に配慮するものとする。

(在所)

第30条 交番勤務及び駐在所勤務の在所においては、交番又は駐在所の施設内において諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成及び整理、装備資機材及び施設の点検及び整備、施設内外の清掃及び整頓等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。この場合において、来訪者のあるときは、他の事務に優先してその応接に当たるものとする。

(警ら)

第31条 交番勤務及び駐在所勤務の警らにおいては、事件、事故等の発生状況等に即して所管区を巡行することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防・検挙、交通指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言又は指導に当たるものとする。

- 2 警らは、徒歩によって行うものとする。ただし、署長は、所管区の面積、地形等から必要があると認めるときは、小型警ら車等を使用してこれを行わせることができる。

(巡回連絡)

第32条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、受持区内を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと及び要望・意見等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

- 2 巡回連絡の実施要領については、別に定める。

(オプションタイム)

第33条 交番勤務及び駐在所勤務のオプションタイムにおいては、所管区の実態に応じ、自主的に地域警察の任務を達成するための活動に当たるものとする。

(ブロック運用)

第34条 署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する2以上の交番又は駐在所について、治安情勢、地域警察官の配置人員等に鑑み必要があると認めるときは、当該2以上の交番又は駐在所の所管区を結合した区域（次項において「ブロック」という。）の地域警察官を統合的に運用することができる。

- 2 署長は、前項の規定による運用を行うに当たっては、当該ブロックの活動の拠点となる交番又は駐在所で勤務する警部補以上の階級にある地域警察幹部を、当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者に指定するものとする。

(移動交番車)

第35条 署長は、団地その他人口増加の著しい地域を移動交番車の活動地域に指定し、交番又は駐在所の活動を補うものとする。

- 2 移動交番車は、前項の活動地域を警らし、特定の場所において一定時間駐留し、おおむね次に掲げる活動を行うものとする。



- (1) 諸願届の受理その他来訪者の応接に関する事。
- (2) 警察安全相談に関する事。
- (3) 犯罪の予防、交通事故の防止その他の事項に係る指導連絡に関する事。
- (4) 警察広報に関する事。

3 前2項に規定するもののほか、移動交番車の運用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 警ら用無線自動車

(活動区域)

第36条 警ら用無線自動車の活動区域は、別に定める。

(機動警ら)

第37条 警ら用無線自動車勤務の機動警らにおいては、事件、事故等の発生状況等に即して、前条に規定する活動区域を巡行することにより、犯罪の予防・検挙、交通指導取締り、危険の防止等に当たるほか、事件、事故等が発生した場合には、現場に急行して初動的な措置を講じなければならない。

(待機)

第38条 警ら用無線自動車勤務の待機においては、適宜の場所において、事件、事故等が発生した場合に、直ちに出勤できる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機等の点検整備並びに書類の作成及び整理に当たるものとする。

(連携運用)

第39条 警ら用無線自動車勤務する地域警察官は、機動警ら中、交番等に立ち寄るなどして、交番等で勤務する地域警察官との連携を確保するとともに、事件、事故等が発生した場合は、その共同処理に配慮しなければならない。

(総合運用)

第40条 警察本部長又は方面本部長は、必要があると認める場合は、警ら用無線自動車を総合的に運用することができる。

2 署長は、事件、事故等の処理に当たって必要があると認める場合は、警察本部長に(札幌方面以外の方面の署長にあっては、当該方面本部長に)警ら用無線自動車の応援派遣を要請することができる。

(事件、事故等の引継ぎ)

第41条 警察本部に配置された警ら用無線自動車勤務する地域警察官が取り扱った事件、事故等については、原則として、当該事件、事故等の発生地を管轄する警察署にその処理を引き継ぐものとする。

(警ら用無線自動車の運用)

第42条 この章に規定するもののほか、警ら用無線自動車の運用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6章 警備派出所

(警備派出所)

第43条 警備派出所で勤務する地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、空港その他特殊な警察対象のある特定の地域において必要な警戒警備等の活動を行うものとする。

2 警備派出所勤務の警戒警備においては、特定の施設については、当該施設の状況に応じて、周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

3 第29条の規定は警備派出所勤務の立番及び見張について、第30条の規定については警備派出所勤務の在所について、第31条の規定については警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、第31条中「所管区」とあるのは、「第43条第1項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(警備派出所長)

第44条 警備派出所に、必要により、警備派出所長又は警備派出所係長を置くものとする。

#### 第7章 地域警察事務

(地域警察事務)

第45条 警察本部又は警察署において地域警察事務に従事する地域警察官は、地域警察に関する企画、指導その他の事務に当たるものとする。

#### 第8章 交番相談員

(交番相談員)

第46条 所管区の実態を勘案して必要と認める交番に、規則第30条に規定する交番相談員を置く。

2 交番相談員について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(北海道警察無線機器等管理規程の一部改正)

2 北海道警察無線機器等管理規程（平成21年北海道警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「平成元年北海道警察本部訓令第17号）第19条第1項又は第20条第1項」を「平成28年北海道警察本部訓令第3号）第22条第1項又は第23条第1項」に改める。